子どものこころ専門医制度について（第４報）

我が国では、すべての医療分野において新たな専門医制度の構築が本格化しています。新しい専門医制度においては、基本領域の専門医を取得した上でサブスペシャルティ領域の専門医を取得するという２段階制とすることが定められており、本学会は、日本児童青年精神医学会、日本小児精神神経学会、日本小児心身医学会とともに、「子どものこころ専門医機構」の運営に参画しています。

現在、暫定的な制度のもとで専門医の審査・認定作業が始まっています。他学会は学会認定医資格を以て専門医認定試験の受験資格としていますが、本学会は認定医制度を有していないため、認定医相当と判断し得る会員を運営委員会から推薦し、推薦された会員（推薦医）は専門医認定試験に申請できることとなりました。平成２８年１０月３０日に実施された第４回試験において、本学会から推薦された９名が合格しました。また、会員への情報発信、推薦者の審査等にあたる組織として、「子どものこころ専門医関連委員会」を設置いたしました。

今後、本学会からの推薦を受け、子どものこころ専門医機構から受験資格を認定された会員は、日本児童青年精神医学会、日本小児精神神経学会、日本小児心身医学会の学術大会に併せて開催される「子どものこころ専門医認定試験」を受験することができます。

他の３学会の認定資格に準拠し、本学会は以下の基準を満たす会員について審査し、適格であれば推薦書を発行します。

１．精神科専門医、小児科専門医のいずれかの資格を有すること。

２．現在、児童・思春期・青年精神医学の臨床に従事しており、かつ、一般精神科２年以上、および児童・思春期・青年期精神科医療３年以上を含む７年以上の臨床経験を有すること。

３．継続して５年以上、本学会の会員であること。

４．自ら治療にあたった症例報告を提出できること。症例報告は以下の要件を満たすものとする。

(1)申請者が診療を担当した時点で２０歳未満の症例３例を必要とする。

(2)治療は成功した例である必要はないが、治癒に至っていない場合は６ヵ月以上の経過追跡を必要とする。

(3)主訴（治療を始めることになった理由）、家族歴、生育歴、現病歴、現在症、診断、治療方針、治療の内容、経過を記載し、一定程度の考察を付記し、4,000字以上、5,000字以下の記述を必要とする。

５．最近３年間に診療した２０歳未満の症例３０名の一覧表が提出できること。一覧表には、年齢、性別、診断名、治療法、転帰を記載すること。

６．児童・思春期・青年精神医学に関する研究論文あるいは研究集会における報告が１回以上あること。

申請にあたって必要となる書類は以下の５点です。ワード、エクセル、pdfファイルのいずれかで学会事務局宛にメール添付でお送りください。学会事務局のメールアドレスは、[jsap.gim@gmail.com](mailto:jsap.gim@gmail.com) です。

１．精神科専門医または小児科専門医の認定証の写し

２．所定の臨床経験を記した略歴

３．症例報告３例

４．診療実績一覧

５．研究論文または研究報告の抄録の写し

子どものこころ専門医機構への申請については、「子どものこころ専門医申請の手引き」を参照の上、必要書類を機構に郵送してください。申請の手引き、申請書類等については、本学会のホームページからダウンロードできます。

また、本学会の大会に併せて認定試験を開催するかどうか、あるいは機構への運営費の拠出のために医師会員の年会費を増額することなどについて運営委員会で検討中です。決定事項については総会、学会誌、学会ホームページなどでご報告致します。

日本思春期青年期精神医学会会長　　小倉 清

子どものこころの専門医関連委員会　近藤 直司